

じゅうようじこうせつめいしょ
重要事項説明書

えんたきのうがたじぎょうしょ
うぶみ苑多機能型事業所

せいかつかいご
(生活介護)

じゅうようじこうせつめいしょ
重要事項説明書

えんたきのうがたじぎょうしょ
うぶみ苑多機能型事業所

せいかつかいご
(生活介護)

あなたに対する生活介護サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づ

いて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

めいしょう 名称	しゃかいふくしほうじん とっとりふくしかい 社会福祉法人 鳥取福祉会
しょざいち 所在地	とっとりけんとっとりしまとぼ ちょうめ ばんち 鳥取県鳥取市的場2丁目1番地
でんわばんごう 電話番号	0857-51-7272
だいひょうしやしめい 代表者氏名	りじちょう まつしたとしひこ 理事長 松下稔彦
せつりつねんげつ 設立年月	しょうわ ねん がつ 昭和53年7月

2. 利用施設

じぎょうしょ しゅるい 事業所の種類	せいかつかいごじぎょうしょ 生活介護事業所
じぎょうしょ めいしょう 事業所の名称	うぶみ苑多機能型事業所
じぎょうしょばんごう (事業所番号)	(3110101023)
じぎょうしょ しょざいち 事業所の所在地	とっとりけんとっとりしこやまにし ちょうめ 鳥取県鳥取市湖山西1丁目516-3
れんらく さき 連絡先	0857-28-5741

かんりしゃ 管 理 者	たにぐち しんいち 谷口 伸一
かんりせきにんしゃ サービス管理責任者	なかむら あきこ 中村 亜希子
サービスの実施地域	とっとりし 鳥取市
しゅたいしょうしゃ 主たる対象者	ちてきしょう しゃ 知的障がい者
てい いん 定 員	めい 6名
かいせつねんがっぴ 開設年月日	へいせい ねん がっ ぴ 平成23年4月1日

3. サービスの目的・運営方針

もく ぎ 目 的	しょうがいしゃ じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな 障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができる ようしえん じぎょうしょつうしょ そうさくかつどう せいさんかつどうとう おこな よう支援するため、事業所通所により創作活動、生産活動等を行う ほか、ひつよう かいご にゆうよく はいせつ しょくじとう おこな じりつ ほか、必要な介護サービス（入浴、排泄、食事等）を行い、自立 にむけてしえん にむけて支援します。
うんえいほうしん 運営方針	かんけいほうれい じゅんしゅ た しゃかいしげん れんけい はか てきせい か 関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめ こま せいかつかいご ていきょう の細かな生活介護サービスの提供。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

たて もの 建 物	こう ぞう 構 造	てっこつひらやだて とう 鉄骨平屋建1棟 けいてっこつひらやだて 軽鉄骨平屋建1 棟 もくぞうひらやだて とう 木造平屋建2棟
--------------	--------------	--

	しきちめんせき 敷地面積	1,904.5 m ²
	のべゆかめんせき 延べ床面積	779.52 m ²

(2) おも せつび
主な設備

せつ び 設 備	へやかず 部屋数	び 考 備 考
きのうくんれんしつ 機能訓練室	1室	
ちょうりじっしゅうしつ 調理実習室	1室	
さぎょうしつ 作業室	4室	
いむしつ そうだんしつ 医務室・相談室	1室	
しょくどう 食堂	1室	
ちゅうぼう 厨房	1室	
こういしつ 更衣室	2室	
シャワー・よくしつ シャワー・浴室	3室	

5. サービス提供職員の設置状況

しょく しゆ 職 種	いんすう 員数	じょう きん 常 勤		ひじょうきん 非常勤		び 考 備 考
		せんじゅう 専従	けんむ 兼務	せんじゅう 専従	けんむ 兼務	
かんりしや 管理者	1		1			
かんりせきにんしや サービス管理責任者	1		1			

い し 医 師	1			1		
かんごし 看護師	1			1		
せいかつしえんいん 生活支援員	4	1		3		

(ア) 各職種の勤務体系

しよく しゆ 職 種	きんむたいけい 勤務体系
かんりしや 管理者	8 : 30~17 : 15
かんりせきにんしや サービス管理責任者	
せいかつしえんいん 生活支援員	
い し 医 師	ひじようきん 非常勤
かんごし 看護師	ひじようきん 非常勤

(イ) 営業日と営業時間

えいぎょうび げつようび きんようび こくみん しゆくじつおよ とうききゅうか がつ にち がつ か あいだ
営業日：月曜日～金曜日（国民の祝日及び冬季休暇12月29日～1月3日の間）

きゅうぎょう りようしやふたん よう ひよう わり
は休業）*利用者負担は要した費用の1割。

えいぎょうじかん
営業時間：9：00～16：30 まで

6. サービス提供の内容

(1) 介護給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
そうだんおよ えんじよ 相談及び援助	りようしやおよ かぞく きぼう せいかつ りようしや しんしん じょうきょうとう 利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を はあく てきせつ そうだん じよげん えんじよとう おこな 把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。

<p>くん れん 訓 練</p>	<p>せいかつのうりよく い じ こうじょう しょくじ か じ とう にちじょうせいかつのうりよく 生活能力の維持向上のための食事や家事等の日常生活能力を</p> <p>こうじょう くんれん おこな 向上するための訓練を行います。</p>
<p>かい ご 介 護</p>	<p>りようしゃ じょうきょう ひつよう おう てきせつ ぎじゆつ しょくじ せいよう 利用者の状況、必要に応じて適切な技術をもって食事・整容・</p> <p>こうい はいせつとうせいかつぜんぼん えんじょ おこな 更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行います。</p>
<p>じぎょうしょがいしえん 事業所外支援</p>	<p>じょうじ りよう りようしゃ しんしん じょうきょう へんか 常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化によ</p> <p>り、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用</p> <p>じょうきょう かくにん つき かい げんどう どうい うえ しえん おこな 状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。</p>
<p>けんこうかんり 健康管理</p>	<p>にちじょうせいかつじょうひつよう とうやく た ひつよう かんり 日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、</p> <p>きるく おこな きょうりょくいりょうき かん つう けんこう ほ じ てきせつ 記録を行います。協力医療機関を通じて健康保持のための適切</p> <p>しえん おこな な支援を行います。</p>
<p>そうさくてきかつどう 創作的活動</p>	<p>そうさくてきかつどう きかい ていきょう 創作的活動の機会を提供します。</p> <p>かいが うんどうとう (絵画、運動等)</p>
<p>せいさんかつどう 生産活動</p>	<p>けいさぎょうとう せいさんかつどう きかい ていきょう 軽作業等の生産活動の機会を提供します。</p> <p>① かみかこう 紙加工</p> <p>② けいかこう 軽加工</p> <p>③ た せいさんかつどう ぶっぱんとう その他生産活動(物販等)</p> <p>こうちん しはらい <工賃の支払></p> <p>じょうきせいさんかつどう じぎょうしゅうにゅう ひつようけいひ さ ひ がく 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に</p> <p>そうとう きんがく こうちん せいさんかつどう じゅうじ りようしゃ 相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者</p>

	しはら 支払います。
そうげい 送迎サービス	じしゅつうしょ でき ばあい きぼう そうげい おこな 自主通所が出来ない場合、希望により送迎を行います。

(2) 介護給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
しょくじ 食事サービス	きぼう えいよう しこう はいりよ しょくじ ていきょう ・希望により、栄養や嗜好に配慮した食事を提供します。 ・契約書にて給食提供の要否について確認を行います。	400円 (1 食)
そうさくてきかつどう およ 創作的活動・及 せいさんかつどうとう び生産活動等	そうさくてきかつどうおよ せいさんかつどう よう ひよう ふたん 創作的活動及び生産活動に要する費用で、負担して いただ できとう 頂くことが適当であるものに にかわ ひよう いただ 係る費用を頂きます。	実 費
にちじょうせいかつじょう 日常生活上 ひつよう 必要となる しょけいひ 諸経費	りようしゃ にちじょうせいかつひん こうにゆうだいきんとう にちじょうせいかつ よう 利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要 する費用で、負担して いただ できとう 頂くことが適当であるものに にかわ ひよう 係る費用をいただきます。 きょうようごらくひとう 教養娯楽費等	実 費

<サービスの概要>

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス

管理責任者が作成し、利用者の同意を頂きます。尚「個別支援計画」の写し

は利用者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 介護給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）介護給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

りょうふたながく かいごきゅうふひしきゅうたいしょう りょうしゃふたん よう わり
 ○利用負担額【介護給付費支給対象】*利用者負担は要した費用の1割。

にち りょうきん 1日あたりの料金	きんがく 金額	びこう 備考
① せいかつかいご ひ くぶん 生活介護サービス費 (区分2)	4.500円 ^{えん}	じかんいじょう じかんみまん ばあい 6時間以上7時間未満の場合
くぶん (区分3)	4.950円 ^{えん}	じかんいじょう じかんみまん ばあい 6時間以上7時間未満の場合
くぶん (区分4)	5.530円 ^{えん}	じかんいじょう じかんみまん ばあい 6時間以上7時間未満の場合
くぶん (区分5)	8.080円 ^{えん}	じかんいじょう じかんみまん ばあい 6時間以上7時間未満の場合
くぶん (区分6)	10.870円 ^{えん}	じかんいじょう じかんみまん ばあい 6時間以上7時間未満の場合
じんいんはいちたいせいかさん ②人員配置体制加算 (IV)	380円 ^{えん}	しよくいんはいちきじゆん いじょう 職員配置基準2.5 : 1以上
ふくしせんもんしよくいんはいちとうかさん ③福祉専門職員配置等加算 (I)	150円 ^{えん}	かいごしどう ゆうしかくしゃ いじょう 介護士等の有資格者が35%以上
しょきかさん ④初期加算	300円 ^{えん}	りょうかいしび きさん にちいない 利用開始日から起算して30日以内
ほうもんしえんとくべつかさん ⑤訪問支援特別加算	1,870円 ^{えん}	れんぞく にちかんりょう とき きょたく 連続5日間利用しなかった時、居宅 ほうもん そうだんえんじよ つき かい 訪問して相談援助(月2回まで)
りょうしゃふたんじょうげんがくかんりかさん ⑥利用者負担上限額管理加算	1,500円 ^{えん}	じぎょうしょ りょうしゃふたながくごうけいがく かんり 事業所が利用者負担額合計額の管理 をした場合 ^{ばあい}
しよくじていきょうたいせいかさん ⑦食事提供体制加算	300円 ^{えん}	しゅうにゆう いつていがくい か りょうしゃ たい 収入が一定額以下の利用者に対し じぎょうしょ しよくじ ていきょう ばあい 事業所が食事を提供した場合
けっせきじたいおうかさん ⑧欠席時対応加算	940円 ^{えん}	ちよくぜん りょう つき かい 直前の利用キャンセル時、月4回まで
そうげいかさん ⑨送迎加算(II)	100円 ^{えん}	かい そうげい へいきん にんいじょうりょうまた 1回の送迎で平均10人以上利用又は しゅう かいいじょうそうげい おこな 週3回以上送迎を行っている

<p>⑩ <small>ふくし かいごしょくいんしよぐうかいぜんかさん</small> 福祉・介護職員処遇改善加算</p>	<p>8.1%</p>	<p>「<small>ようけん および しょくばかいぜん</small> キャリアパス要件」及び「<small>かんきょうとうようけん み</small> 職場改善環境等要件」を満たしている</p>
---	-------------	---

(3) りよう と け りようきん サービス利用の取り消し料金

りようしゃ 利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、ぼあい りようよていび 利用予定日の

とうじつ じ ふん 当日10時00分までにとうじぎょうしよ もう で 当事業所までお申し出ください。

なお 尚、サービス利用日の当日10時00分までにもうしで ぼあい 申出のない場合は、キャンセル

りよう いただ ぼあい 料を頂く場合があります。

<p><small>りよう しょくじ じつびそうとうがく にち</small> キャンセル料（食費の実費相当額）1日あたり</p>	<p>400<small>えん</small>円</p>
---	------------------------------

(4) りようりようきん しほらいほうほう 利用料金のお支払方法

ぜんき 前記（1）（2）（3）の料金は1ヶ月ごとにけいさん せいきゅう 計算し、ご請求しますので、

せいきゅう つき まつじつ い か ほうほう しほらい くだ 請求した月の末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① とうじぎょうしよまどぐち げんきんしほら 当事業所窓口での現金支払い
- ② きんゆうきかんこうざ こうぎふりかえ 金融機関口座からの口座振替

8. りようしゃ きろくおよ じようほう かんりとう 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者のじぎょうしゃ ほうれい ちと りようしゃ きろくおよ じようほう てきせつ かんり 記録及び情報を適切に管理し、

りようしゃ ちと おう ないよう かいじ 利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、きろくおよ じようほう 記録及び情報につ

けいやく しゅうりよう ご ねんかんほかん いては契約の終了後5年間保管します。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそつた対応を行いま

す。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡

調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の

同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供します。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

<p>利用者のかかりつけ医療機関</p>	<p>医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：</p>
<p>緊急連絡先 ①</p>	<p>住所： 電話番号： 氏名： 続柄：</p>
<p>緊急連絡先 ②</p>	<p>住所： 電話番号： 氏名： 続柄：</p>

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。その際、病院受診にかかる費用

については、利用者にご負担していただきます。

また、サービスの提供にあたり当事業所の過失により利用者の生命・身体・

財産に損害を与えた場合は、当事業所がその損害を賠償します。

11. 衛生管理等

感染症及び食中毒の発生予防及びまん延防止のための指針を整備し、対策

を検討する委員会を開催し、その結果について従業者に周知徹底を行います。

また、研修及び訓練を定期的実施します。

12. 提供するサービスの第三者評価の実施

第三者評価を実施した場合、評価について公表します。

実施の有無	あり・ なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

13. 要望・苦情・虐待等に関する相談窓口

当事業所苦情 ご利用相談窓口	<p>窓口担当者 福田昌美・中村亜希子</p> <p>ご利用時間 8:30~ 17:15</p> <p>電話番号 0857-28-5741</p> <p>担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。</p>
-------------------	---

だいさんしゃいん 第三者委員	きのしたしゅんじ 木下俊児	でんわばんごう 電話番号 31-3581
		こやまにしちくこうみんかん 湖山西地区公民館
	はらだとくえ 原田徳恵	でんわばんごう 電話番号 59-0585
		とっとりけんりつはくとようごがっこう 鳥取県立白兔養護学校
たくじょうまどぐち その他苦情窓口	しゃかいふくしほうじんとっとりふくしかい ほんぶじむきょく ・社会福祉法人鳥取福祉会 本部事務局 でんわばんごう ・電話番号 51-7272 しゃかいふくしほうじんとっとりけんしゃかいふくしきょうぎかい ・社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 とっとりけんふくし うんえいてきせいはいんかい 鳥取県福祉サービス運営適正化委員会 でんわばんごう ・電話番号 59-6335	

14. 虐待防止への対応

虐待の防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底します。また、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。また、虐待の防止のための担当者を選定します。

とうじぎょうしょぎやくたい 当事業所虐待	ぎやくたいそうだんうけつけたんとうしゃ ふくだまさみ なかむらあきこ ・虐待相談受付担当者 福田昌美・中村亜希子
りようそうだんまどぐち ご利用相談窓口	りようじかん ・ご利用時間 8:30~17:15
	でんわばんごう ・電話番号0857-28-5741

15. 身体拘束等の適正化

やむを得ない場合を除き身体的拘束は行いません。やむを得ない状況が発生した場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに理由について記録します。

16. 協力医療機関

(1)

医療機関の名称	尾崎病院		
所在地	鳥取県鳥取市湖山町北2丁目555		
電話番号	(0857) 28-6616		
診療科	内科 外科 整形外科 皮膚科 脳神経外科 糖尿病内科	入院設備	あり

17. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、避難確保計画により対応いたします。
平時の訓練	別途に定める、避難確保計画に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知機 ・誘導灯 ・ガス漏れ警報器
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。

18. 事業継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を

継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るため業務継続

計画を策定し、従業者に周知を行うとともに、必要な研修及び訓練を

定期的に行います。また、業務継続計画は定期的に見直し必要に応じて変更

を行います。

19. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

<p>設備・器具の利用</p>	<p>事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。</p>
<p>喫煙</p>	<p>全館禁煙です。屋外に喫煙所があります。</p>
<p>貴重品の管理</p>	<p>貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。</p>
<p>宗教活動・政治活動、 営利活動</p>	<p>利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。</p>

指定障害者福祉サービス生活介護の提供及び利用の開始に際し、本書面に

基づき重要事項の説明を行いました結果、次のとおり同意をいただきましたの

で本書面を交付しました。

令和 年 月 日

事業所名：うぶみ苑多機能型事業所

職 名：

氏 名： 印

私は、本書面に基ついて事業者から指定障害福祉サービス生活介護の

提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

【利用者】

住 所：

氏 名： 印

※代筆理由

令和 年 月 日

【連帯保証人】

住 所：

氏 名： 印

続 柄：